

平成 26 年度青森市国民健康保険事業重点事項について

1 基本方針

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤となる制度として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きな役割を担っているが、一方で無職者や非正規労働者の増加、年齢構成として高齢者の割合が高いなどの構造的な問題を抱えている。

これらの問題に対応するため、国の「社会保障制度改革国民会議」においては、今後の社会保障制度についての方向性を定めた「社会保障制度改革国民会議報告書」が昨年 8 月 6 日に提出され、この報告書を受け、国において、いわゆる「社会保障改革プログラム法」（「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」）が同年 12 月 5 日に成立、12 月 13 日に施行されたところであり、国民健康保険については、国保保険者の都道府県への移行が盛り込まれるなど、国民健康保険を取り巻く環境は大きな変革の時期を迎えている。

このような状況においても、市は、国民健康保険事業の健全で安定的な運営を確保するため、次に掲げる重点事項の充実・強化・推進を図り、積極的に展開することとする。

2 重点事項

(1) 資格の適用適正化

被保険者資格の適正な適用は、医療の確保及び保険税の賦課を行う前提となる基本事項であることから、被保険者の資格の適確な把握と早期適用に努める。

(2) 保険税の適正賦課

基幹的財源である保険税を適正に賦課するため、賦課の基礎となる被保険者の所得額の把握と負担の公平性の観点に基づいた適正な賦課に努める。

(3) 収納率の向上

保険税収入の確保は、事業運営の根幹を成すものであることから、財政の健全化と被保険者間の負担の公平を図るため、効率的かつ効果的な収納対策を講じ、収納率の向上に努める。また、財務部長を本部長とする収納対策本部を設置し、市税等とともに収納対策を推進する。なお、今年度は口座振替申込みの利便性を高めるため、ペイジー口座振替受付サービスを 6 月から導入する。

(4) 医療費の適正化

高齢化の進展や医療技術の高度化による 1 人当たりの医療費の増加が見込まれる中、事業運営の安定化を図るため、保険税収入の確保のみならず、より一層の医療費支出の適正化に努める。なお、今年度は後発医薬品の差額通知の実施回数を年 2 回から年 6 回に拡充する。

(5) 保健事業の推進

被保険者の健康保持増進や自らの健康管理意識の改善を図り、将来的な医療費の伸びを抑制するため、各種健（検）診事業等の受診率及び実施率の向上に努める。

(6) 広報活動の推進

国民健康保険制度は、相扶共済の精神に則った社会保障制度であることから、制度に対する理解を深め、納税意識や健康管理意識の高揚を図るため、多様なメディアを活用した広報活動に努める。

(7) 研修機会の確保

国民健康保険事業に関わる担当職員のレベルアップを図るため、国、青森県、及び青森県国民健康保険団体連合会等が主催する研修会等に積極的に参加するとともに、課内研修も開催し、制度・事業に対する理解や事務処理システム操作方法等の習熟に努める。